

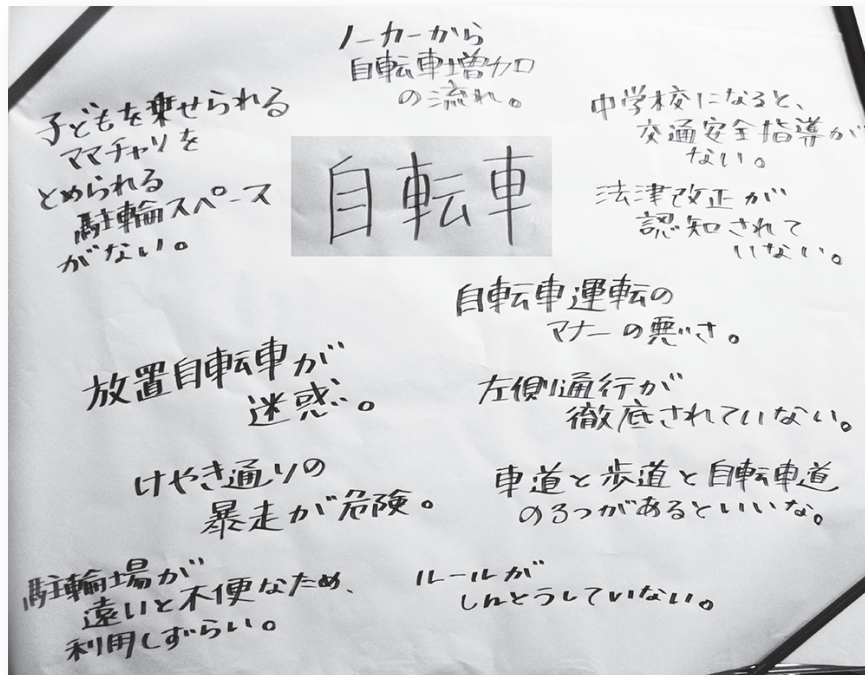
🚲 知っているようで、知らない自転車のこと

メンバー：坂丸 石河 上野 川村 野中 前山 山内

アクティブメイト第二回定例会

ワールド・カフェ

テーマ 「中央区で暮らしていて気になること、関心を持ってもらいたいことは？」



自転車のマナーの悪さ
放置自転車
駐輪場の整備
中学生への交通指導がない
左側通行が徹底されていない



「道路交通法改正」が話題になってるよね。
話題になっているものの、
自転車のルールって何が変わったの？

罰金をとられるの？
何歳からなんだろう？

自転車にまつわる
問題ってたくさんあるね



自転車 自転車のルール知ってますか？

自転車の基本的な通行ルール

自転車安全利用5則

自転車は道路交通法で「車両」とみなされます。違反すると法律により罰せられることがあります。

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外



罰則 3箇月以下の懲役又は5万円以下の罰金

2 車道は、左側を通行



罰則 3箇月以下の懲役又は5万円以下の罰金
(道路交通法第17条)

3 歩道は、歩行者優先で、車道寄りを徐行



罰則 2万円以下の罰金又は料料
(道路交通法第63条の4)

4 子供はヘルメットを着用

児童（13歳未満）・幼児を自転車に乗車させる時は、ヘルメットをかぶせるよう努めなければなりません。



5 安全ルールを守る



二人乗りの禁止

罰則 2万円以下の罰金



飲酒運転の禁止

罰則 5年以下の懲役
又は100万円以下の罰金

夜間はライトを点灯



罰則 5万円以下の罰金

福岡県 道路交通法 施行細則の改正（平成24年5月1日施行）

自転車運転中の危険な行為が明確に禁止されています。

- ・携帯電話等を手で持って、通話しながら自転車を運転する行為の禁止
- ・携帯電話等に表示された画像等を注視しながら自転車を運転する行為の禁止
- ・大音量でイヤホン等を使用して車両を運転する行為の禁止

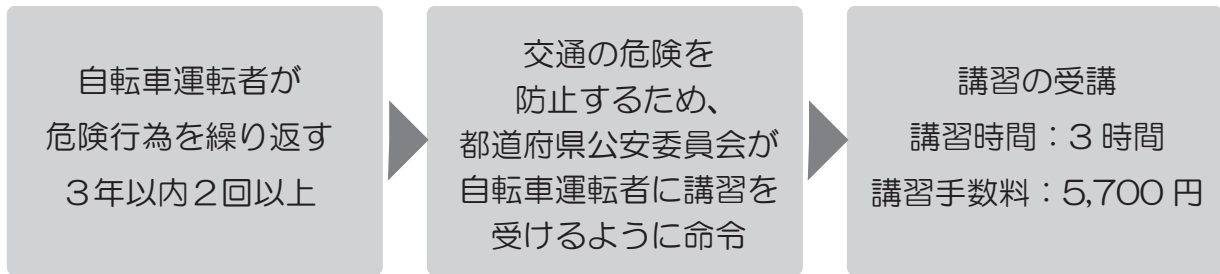
5万円以下の罰金

🚲 何が変わる？ 改正道路交通法

改正道路交通法が平成27年6月1日に施行され、改正で大きく変わったのが、自転車の安全対策です。

自転車運転中に危険なルール違反を繰り返すと、「自転車運転者講習」を受けることになります。

自転車運転者講習制度のながれ



自転車運転者講習の対象となる

危険行為 14項目



受講しなかった場合は、5万円以下の罰金

(取締りの対象となるのは、14歳以上のすべての自転車利用者です。)

①信号無視 	②通行禁止の違反  侵入禁止
③路側帯での歩行者妨害 	④交差点右折時に直進・左折車両の進行を妨害 
⑤歩道での歩行者妨害 	⑥警報が鳴っている踏切への立入り 
⑦安全運転義務違反 	⑧通行区分の違反 
⑨一時停止の違反 	⑩歩行者用道路での徐行違反 
⑪飲酒運転 	⑫交差点での優先車両の進行を妨害 
⑬ブレーキのない自転車を運転 	⑭環状交差点での他の車両の進行を妨害 

🚲 中央区の自転車への取り組み

私たちの暮らす中央区では、どのような取り組みが行われているのか、中央区役所総務課 防災・安全安心係（中央区交通安全推進協議会）の方々にお話を伺いました。



①自転車モラルマナーアップキャンペーン



自転車の安全利用についてモラルマナーの向上を図るため、地域の住民、学校の教職員や専門学校の学生、企業の社員、中央区役所職員など総勢300名が、中央警察署と連携して街頭啓発活動を行いました。

（公式）情報発信中央区（福岡市）Facebook より

②自転車シュミレーションの体験教室 （中央区役所）



③その他の取り組み

○自転車安全教室の実施

- ・小学校、中学校、高校、一般を対象に年20回約4500人が参加しています。

○地域活動に対する支援

- ・のぼり旗や反射電柱幕の設置
- ・歩道や車道等の整備

○各種交通安全施設の要望

- ・信号機、横断歩道、路面表示等

○「毎月8日は自転車安全利用の日」



地域の取り組み

①小・中学校の取り組み

○小学校

1学期に小学4年生を対象に
自転車交通安全教室の実施



○中学校

・1年生を対象に入学後すぐ、交通安全教室の実施
・部活動時のヘルメット着用の徹底



②自治会の取り組み

「自転車安全講習会」の実施

小学生と高齢者を対象に、グラウンドの模擬道路において、
安全運転の実技練習、シュミレーターを使っての危険予測
の講習を行いました。



③交通安全自転車マナーアップキャンペーン 「毎月8日は自転車の日」

岩田屋西側広場において、交通安全推進委員、地域の方々、区役所、警察の皆さんで
自転車マナーの呼びかけを行っています。



○自転車を利用する皆さんには「歩道上は歩行者優先です」「自転車を安全に
利用しましょう」

○歩行者の皆さんには「道路の横断は無理せず横断歩道を利用しましょう」



地域の取り組み

④交通安全パレード



⑤のぼり旗や反射電柱幕の設置



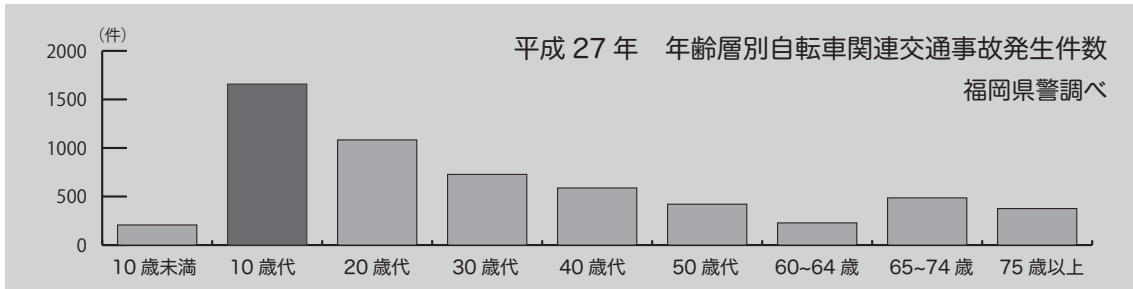
道路脇に設置することで、良く目に付き抑止力になります



中央区内の自転車に関する標識や電柱幕



参加してきました



①「ハートフルサイクルフェスタ2015 in 警固」 平成27年10月19日(月)

自転車事故による交通事故は減少傾向にあるものの、歩行者事故は増加傾向にあり、特に10代の自転車事故が最も多いため、若者や外国人留学生を対象とする自転車安全利用のキャンペーンが実施されました。

スタントマンによる事故現場を再現する ※スケアードストレート が行われました。



※スケアード ストレートとは…

恐怖を実感することでそれにつながる危険行為を未然に防ぎ、交通ルールを遵守することの大切さを体感させる交通安全教室です。



福岡県新社会推進部生活安全課より

自転車は非常に手軽な乗り物ですが、ひとたび事故をおこせば、重大な怪我を相手に与えることになりまますので、思いやりのある運転を心がけて頂きたいと思います。

②「自転車安全利用推進員講習会」の受講

平成28年3月5日(土)

福岡市の自転車の安全利用の条例や、指導方法、自転車事故の現状について学び、修了証の交付を受けました。





私たちの取り組み

①自転車マナー向上への周知活動

中央区における交通安全の取り組みについてチラシを作成し、安全マナーのリーフレットと共に「自転車マナーアップキャンペーン」への参加を呼びかけました。



②自転車マナーアップキャンペーンの実施

平成28年7月15日（金）10時

地域の方、警察の方、中央区役所の方のご協力のもと、私たちアクティブメイトの企画で自転車マナーアップキャンペーンを実施しました。



ライトも一緒に配布

アクティブメイトを終えて

自転車による悲しい事故を減らしていくには、

- ・自転車を安全に運転するための「ルール」を知ってもらうこと。
- ・危険な運転をしないよう啓蒙すること。

が、大切であると思いました。

「安全に暮らせるように。」と、力を尽くしてくださっているたくさんの方々の輪が広がっていけるよう、アクティブメイトでの活動経験を活かしていきたいと思ひます。